

淑徳大学千葉協賛会会則

(名称及び目的)

第1条 本会は、淑徳大学千葉協賛会と称し、淑徳大学千葉キャンパス内に置く。

第2条 本会は、淑徳大学千葉キャンパス（千葉第二キャンパスを含む。以下同じ。）と学生の保護者が協力して、大学教育の向上を期し、あわせて学生の福利厚生に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 大学の教育、研究活動の充実、助成をはかる
- 二 大学と家庭との連携をはかり、教育の向上に資する
- 三 学生の福利厚生をはかる
- 四 大学の諸行事並びに課外活動の援助を行う
- 五 会員相互の親睦をはかる
- 六 その他必要な事業を行う

(会員)

第4条 本会の会員は、淑徳大学千葉キャンパスに在学する学生の保護者及び大学の発展に協力する篤志家、学長、副学長、大学事務局長及び千葉キャンパスの学部長、研究科長、学科長、図書館長、社会福祉研究所長、心理臨床センター長、教務委員会委員長、学生厚生委員会委員長、教学委員長、千葉キャンパス事務局長、部長、課長、室長とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 一 会長 | 1名 |
| 二 副会長 | 3名 |
| 三 監事 | 2名 |
| 四 常任幹事 | 若干名 |
| 五 評議員 | 若干名 |
| 六 顧問 | 若干名 |
| 七 理事 | 若干名 |

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、監事、常任幹事は、理事会が評議員のなかから選任する。

2 評議員は、会員のなかから理事会が選任する。

3 理事は、会長、副会長、及び大学事務局長、淑徳大学千葉キャンパスの学部長、千葉キャンパス事務局長（常任理事）、総務部長、学事部長、看護栄養学事務部長をもってあてる。

4 顧問は、理事会が推薦した者とする。

(役員の仕事及び任期)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときに会長の任を代行する。

3 監事は、会計、経理を監査する。

4 常任幹事は、会長、副会長を補佐し、会務にあたる。

5 評議員は、会務を審議する。

6 理事は、会務、事業を執行する。

第8条 本会役員の任期は、1ヶ年とする。但し、再任をすることができる。

(会 議)

第9条 総会は、毎年1回開き会長がこれを召集する。

2 会長が、必要と認めたとときに臨時に総会を開くことができる。

第10条 評議員会は、評議員、理事及び顧問をもって組織し、会長が必要と認めたとときに開き次の事項を決定する。

- 一 予算に関する事項
- 二 決算に関する事項
- 三 その他会長が必要と認めた事項

第11条 理事会は、会長が必要と認めたとときに、随時これを開き会務の運営にあたる。

第12条 会議の議決は、出席者の過半数の賛同により成立する。

(会 計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 会計年度開始後の予算が議決されるまでの間は、前年度予算を基準として、収入・支出をすることができるものとする。

第14条 本会の経費は、入会金、会費、協賛金、寄付金、その他の収入による。

第15条 本会の会計は、大学に委託し協賛会関係経費の出納は千葉キャンパス事務局長に委嘱し、総務部が業務を分掌する。

(付 則)

第1条 本会則の変更は平成元年4月1日より施行する。

第2条 本会則の変更は平成3年4月1日より改定施行する。

第3条 本会則の変更は平成4年4月1日より改定施行する。

第4条 本会則の変更は平成8年4月1日より改定施行する。

第5条 本会則の変更は平成11年4月1日より改定施行する。

第6条 本会則の変更は平成12年4月1日より改定施行する。

第7条 本会則の変更は平成19年4月1日より改定施行する。

第8条 本会則の変更は平成20年4月1日より改定施行する。

第9条 本会則の変更は平成22年4月1日より改定施行する。

第10条 本会則の変更は平成24年4月1日より改定施行する。

第11条 本会則の変更は平成26年5月1日より改定施行する。

第12条 本会則の変更は平成31年4月1日より改定施行する。